

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和7年5月8日

契約担当者

兵庫県警察本部長 小西 康弘

1 契約方法

下記2の(1)に示す路側固定式道路標識材料についてそれぞれの年間単価契約とする。

2 調達内容

(1) 購入物品及び購入予定数量

路側固定式道路標識材料

ア 標識板 575枚（取付金具等及び搬送費を含む。）

イ 補助板 140枚（同上）

ウ 支柱等 1,030点（付属品等及び搬送費を含む。）

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書及び製品仕様書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

契約の日から令和8年3月31日（火）まで

発注の日から30日以内

(4) 納入場所

兵庫県警察本部及び兵庫県下25警察署（下記参照）

神戸西警察署、神戸北警察署、有馬警察署、芦屋警察署、西宮警察署、甲子園警察署、三田警察署

篠山警察署、丹波警察署、三木警察署、小野警察署、加東警察署、加西警察署、西脇警察署

姫路警察署、福崎警察署、相生警察署、赤穂警察署、宍粟警察署、南但馬警察署、豊岡警察署

美方警察署、洲本警察署、淡路警察署、南あわじ警察署

(5) 納入回数

契約期間内に約4回（この回数のほか緊急発注にも対応できること。）

(6) 入札の方法

上記(1)の物品ごとにそれぞれ入札に付する。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書（以下「申込書等」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

4 申込書等の提出場所等

(1) 申込書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部会計課施設係

電話（078）341-7441 内線2287・2288

- (2) 申込書等の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
令和7年5月8日（木）から同年5月23日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (3) 入札及び開札の日時並びに場所

令和7年6月3日（火）午後1時30分 兵庫県警察本部 本館101会議室

- (4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額に上記2の(1)の各数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5以上の額の入札保証金を令和7年6月2日（月）午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額（落札価格に上記2の(1)の各数量を乗じて得た額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書及び製品仕様書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類を、入札説明書及び製品仕様書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にあつては、当該物品が入札説明書及び製品仕様書で示した物品と同等であることを証明する資料及び製品の見本等を、令和7年5月23日（金）までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (5) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参すること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和7年6月9日（月））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できるものは、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

- (6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (7) 要契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書及び製品仕様書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。